

被 救 護 者 運 賃 割 引 規 程

被 救 護 者 運 賃 割 引 規 程

——目 次——

第 1 条	（目 的）	1
第 2 条	（変 更）	1
第 3 条	（用語の意義）	1
第 4 条	（付添人として乗車する場合）	2
第 5 条	（被救護者割引運賃）	2
第 6 条	（被救護者運賃割引証）	2
第 7 条	（被救護者割引乗車券の発行方）	2
第 8 条	（被救護者割引乗車券の効力）	3

(目 的)

第1条 この規程は、大阪モノレール株式会社（以下「社」という。）の旅客営業規則（以下「規則」という。）第37条第2項に基づき、社における被救護者及びその付添人に対する運賃の割引並びに取扱方に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(変 更)

第2条 社が定める規程は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合は、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとする。

2 前項によるこの規程の変更に際しては、変更後の内容と適用開始日を、駅、その他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとする。

(用語の意義)

第3条 この規程における用語の意義は、次のとおりとする。

(1)「被救護者」とは、次に掲げる施設に保護され、又は救護される者をいう。

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設及び障害児入所施設

ロ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条に規定する保護施設（ただし、授産施設をのぞく。）

ハ 社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する救護施設・施療施設及び宿泊提供施設で前号以外のもの

ニ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設（ただし、老人福祉センターをのぞく。）

ホ 少年院法（昭和23年法律第169条）第3条に規定する少年院及び少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第3条に規定する少年鑑別所

ヘ 更生保護法（平成19年法律第88号）第29条に規定する保護観察所

(2)「付添人」とは、被救護者が老幼、虚弱もしくは障害のため、又は逃亡のおそれがあるため被救護者に付き添う者をいう。

(付添人として乗車する場合)

第4条 前条第2号に規定する付添人は、被救護者1人に対して1人を付けることができる。ただし、被救護者用椅子を使用する場合には、2人まで付添人を付けることができる。

2 前項の付添人は、被救護者と同時に同一区間の乗車券を購入するものでなければならない。

(被救護者割引運賃)

第5条 被救護者割引運賃については規則第60条に定めるとおりとする。

(被救護者運賃割引証)

第6条 被救護者が、前条の規定によって割引普通券を購入する場合はその在籍する指定救護施設の代表者から社が認める様式による被救護者運賃割引証の交付を受けて提出するものとする。

2 被救護者運賃割引証の有効期限は発行の日から1カ月間とする。

(被救護者割引乗車券の発行方)

第7条 被救護者が被救護者運賃割引証を提出したときは、運賃割引証1枚について1人1回に限り、片道又は往路及び復路の乗車について割引乗車券を発行することができる。

2 被救護者に付添人をつける場合で、被救護者と付添人が同一区間の乗車券を購入するときは被救護者1人につき付添人1人に限って準用する。

3 付添人に対して割引乗車券を発売する場合は、被救護者が往路用の片道券を購入するときであっても、付添人に対して往路及び復路の乗車について割引乗車券

を発行することができる。

(被救護者割引乗車券の効力)

第8条 被救護者運賃割引証を使用して購入した割引乗車券は、割引証に記入されている被救護者、又は付添人が当該施設の代表者が発行した社が認める様式による旅行証明書を携行する場合に限って使用することができる。

2 前項の旅行証明書の有効期間は発行の日から1カ月間とする。

3 被救護者運賃割引証を使用して購入した付添人用割引乗車券(前条第3項により付添人だけ復路用として購入した乗車券を除く。)は付添人が被救護者と同行する場合に限って使用できる。

4 この規程によって購入した乗車券の払戻しは、被救護者とその付添人に対する乗車券とについてともに行なう場合に限って取り扱うものとする。